

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成30年7月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 SUPER CENTER PLANT高島店 高島市安曇川町青柳1486-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社PLANT 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1 代表取締役 三ツ田佳史
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社PLANT 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1 代表取締役 三ツ田佳史
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成31年2月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 9,935平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 571台
- 7 駐輪場の収容台数 24台
- 8 荷さばき施設の面積
荷さばき施設① 141.0平方メートル
荷さばき施設② 129.4平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
廃棄物保管施設① 19.5立方メートル
廃棄物保管施設② 19.7立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 7時から22時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 6時30分から22時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から18時まで
- 14 届出年月日 平成30年7月9日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
高島市商工観光部商工振興課 高島市新旭町北畑565番地
 - (2) 縦覧期間 平成30年7月27日から平成30年11月27日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成30年11月27日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号